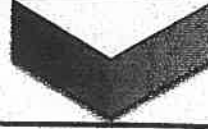


民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳述書

入札する日において発行後3か月以内の

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部(民事執行センター) 執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 6月 3日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 出 崎 恵

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 6月18日 午前 9時00分から 令和 8年 6月25日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月 1日 午前 9時30分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 7月 9日 午前11時00分 場 所 東京地方裁判所民事第21部
特別売却 実施期間	令和 8年 7月 2日 午前 9時20分から 令和 8年 7月 6日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 6月 3日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 世田谷区喜多見一丁目 |
| | 地 番 | 4017番6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 112.74平方メートル |
| 2 | 所 在 | 世田谷区喜多見一丁目4017番地6 |
| | 家屋 番号 | 4017番6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 44.82平方メートル
2階 41.81平方メートル |



物件明細書

令和 8年 5月13日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 出 崎 恵

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムのお知らせメニューにも掲載されています。

物件目録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 世田谷区喜多見一丁目 |
| | 地 番 | 4017番6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 112.74平方メートル |
| 2 | 所 在 | 世田谷区喜多見一丁目4017番地6 |
| | 家屋 番号 | 4017番6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 44.82平方メートル
2階 41.81平方メートル |



令和7年(ケ)第592号
令和8年2月12日受理
令和8年3月13日提出
(評価人：竹迫裕美子)

現況調査報告書

東京地方裁判所

執行官 中野真英

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 世田谷区喜多見一丁目
地 番 4017番6
地 目 宅地
地 積 112.74平方メートル
- 2 所 在 世田谷区喜多見一丁目4017番地6
家屋 番号 4017番6
種 類 居宅
構 造 木造ルーフィングぶき2階建
床 面 積 1階 44.82平方メートル
2階 41.81平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	東京都世田谷区喜多見一丁目26番5号
土地	物件1
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> (物件)
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本件土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	
建物	物件2
種類・構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる(<input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 <input type="checkbox"/> ある 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	<ol style="list-style-type: none">1. 私は、本件建物に1人で住んでいます。2. 本件建物に不具合はないと思います。3. 本件建物の竣工時の図面を提示します。建物の現況はこの図面のとおりで。 <p>(令和8年3月4日面接聴取)</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

執行官の意見

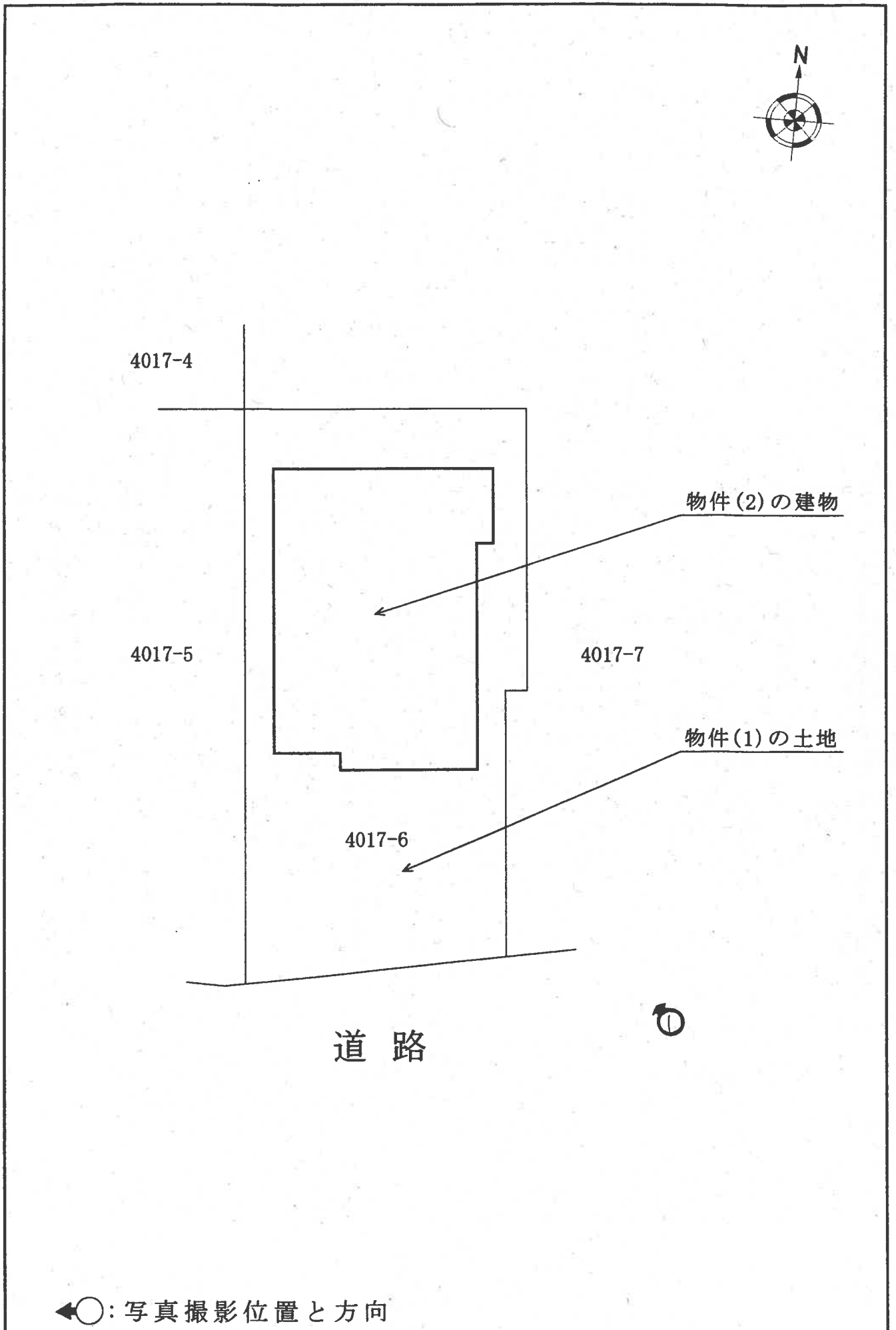
1. 本件土地建物の位置関係及び形状等は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
2. 物件1の土地（本件土地）上に物件2の建物（本件建物）が建てられていて、本件土地は、本件建物の敷地として使用されていた。
3. 本件建物の占有状況等は、次のとおりであった。
 - ① 本件建物の郵便受け及び表札のいずれにも氏名等の表示はなかった。
 - ② 初回臨場時は不在であったが、立入調査時には所有者が在宅していた。
 - ③ 所有者からは、「関係人の陳述等」欄記載の要旨を聴取した。
 - ④ 本件建物内には、所有者宛ての郵便物が見受けられた。
 - ⑤ 本件建物は、室内に家具や日常生活用品等があり、個人の居宅として使用されていた。
4. 上記現場の状況及び所有者の陳述等から、本件建物は、所有者が居宅として占有していると認められた。
5. 本件建物は、特に1階部分に、リビング等の床面を視認することができないほどに大量の廃棄物や排泄物が堆積し、1階トイレの扉及び洗面室の扉を開いてその内部に立ち入ることができなかつたので、それらの部分の間取図は、所有者が提示した建物竣工時の図面により作成した。また、2階部分も、階段や廊下を含め広範にわたり排泄物等による汚れが見られた。

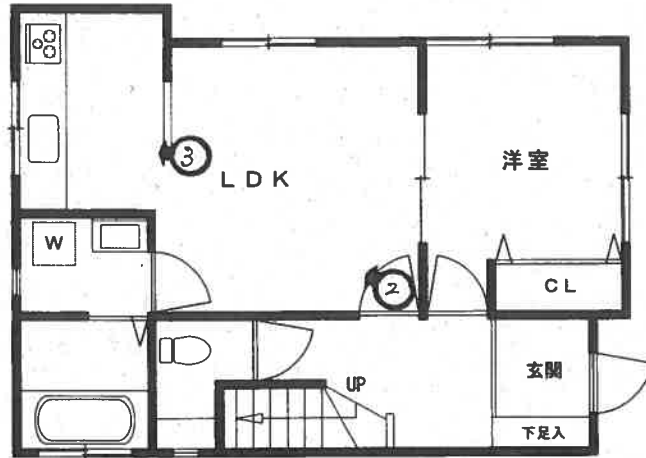
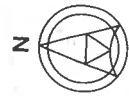
以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

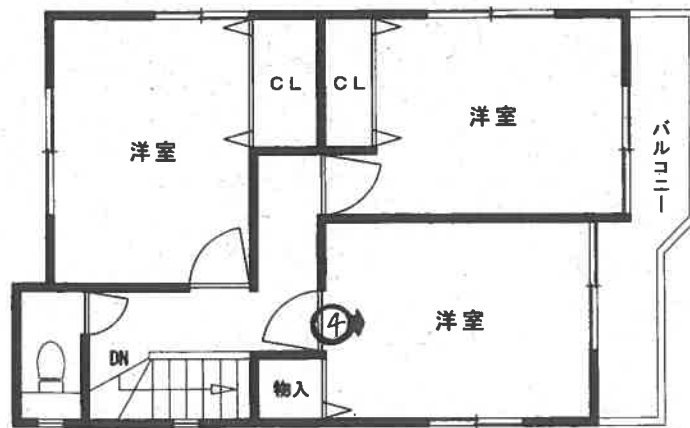
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年2月24日 11:10-11:18	物件所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 物件確認 <input checked="" type="checkbox"/> 物件調査 <input checked="" type="checkbox"/> 占有調査 <input checked="" type="checkbox"/> 写真撮影 <input type="checkbox"/> 図面作成 <input type="checkbox"/> 評価人同行 <input type="checkbox"/> 占有者等から面接聴取 <input checked="" type="checkbox"/> 占有者に対する臨場日時通知書・照会書差置
令和8年3月4日 9:13-9:44	物件所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 物件確認 <input checked="" type="checkbox"/> 物件調査(立入調査) <input checked="" type="checkbox"/> 占有調査 <input checked="" type="checkbox"/> 写真撮影 <input checked="" type="checkbox"/> 図面作成 <input checked="" type="checkbox"/> 評価人同行 <input checked="" type="checkbox"/> 所有者から面接聴取
(特記事項) <input checked="" type="checkbox"/> 令和8年3月4日 目的物件が不在で施錠されている場合に備えて、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 <input type="checkbox"/>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり





1 階



2 階

←○: 写真撮影位置と方向

1



2



3



4



令和 7年 (ケ) 第 592号
令和 8年 3月 4日 現地調査
令和 8年 3月 13日 評価

東京地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 竹迫 裕美子

第1 評価額

一括価格(合計)	
金 27,880,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 8,760,000円
物件2(建物)	金 19,120,000円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地価格は物件2の建物のための土地利用権価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 本件評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて評価するものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件の表示

番号	所在等	登記	現況
1	次頁物件目録記載のとおり		
2	次頁物件目録記載のとおり		(住居表示) 世田谷区喜多見1丁目26番5号
番号	特記事項		

* 現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 世田谷区喜多見一丁目 |
| | 地 番 | 4017番6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 112.74平方メートル |
| 2 | 所 在 | 世田谷区喜多見一丁目4017番地6 |
| | 家屋 番号 | 4017番6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 44.82平方メートル
2階 41.81平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位置・交通	小田急線「喜多見」駅の南東方約 2,220 m (道路距離)、同線「成城学園前」駅の南方約 2,230 m (同)、バス停「砧浄水場前」の南東方徒歩3分程度、世田谷区喜多見1丁目26番街区に位置する。 (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	小規模一般住宅のほか畑等の空地も見られる住宅地域。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 50% (指定・地区計画により 40%) 100% (指定・地区計画により 80%) 準防火地域 第1種高度地区・日影規制 4～2.5h/1.5m・第2種風致地区・敷地規模の最低限度 80 m ² (地区計画により 100 m ²)・絶対高さ制限 10 m・世田谷西部地域喜多見地区地区計画 (同街づくり計画) 区域・土地区画整理事業を施行すべき区域 (世田谷南部)
画地条件等	地積形状 間口・奥行 地勢 その他	112.74 m ² ほぼ整形 間口約 7.1 m・奥行約 15.6 m ほぼ平坦 格別なものはない
接面道路の状況等	南側幅員約 3.9～4.2 m舗装区道 (建築基準法第 42 条 2 項該当) にほぼ等高に接面する。	
土地の利用状況等	所有者が物件 2 の建物の敷地として利用している。建物の配置は附属資料建物図面・各階平面図写のとおり。	
供給処理施設	上水道 都市ガス 下水道	あり あり あり

	<p>※供給処理施設における「あり」とは、前面道路に該当施設の本管（以下施設管という）が通っていることをいう。「なし」とは同様に、施設管が通っていないことをいう。「不明」とは、前面道路に施設管が通っているか否かが確認できない場合をいう。</p>
<p>特記事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1.地区計画区域に該当し、建築物を建築する場合等は行為着手 30 日前までに区担当部署（区砧総合支所街づくり課）への届出を要する。 2.土地区画整理事業を施行すべき区域に該当し、建築物を建築する場合等は都市計画法第 53 条の許可が必要となる。許可基準等については区担当部署（区砧総合支所街づくり課）にて確認を要する。 3.第 2 種風致地区に該当し、建蔽率 40 %・壁面後退距離等の制限があり、建築物を建築する場合等一定の行為に際しては区長の許可が必要となる。許可基準等については区担当部署（区砧総合支所街づくり課）へ事前相談により確認を要する。 4.南側区道は建築基準法第 42 条 2 項に該当するが、隣接地番 4018 番 2 が区へ寄付され境界確定済みであり、物件 1 前面は幅員 4 m 以上であるためセットバックは不要とのこと（区砧総合支所街づくり課にて聴取）。 5.世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ多摩川洪水版に浸水想定情報（家屋倒壊等氾濫想定区域）あり。同じく内水氾濫・中小河川洪水版）に浸水想定情報（中小河川洪水浸水想定区域）あり。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成 21 年 8 月 20 日 約 16 年 約 9 年
仕 様	構 造 外 壁 内 壁 天 井 床 備 設 そ の 他	木造ルーフィングぶき 2 階建 サイディング等 ビニールクロス貼等 ビニールクロス貼等 フローリング・CFシート等 システムキッチン・浴室・洗面室・トイレ等 格別なものはない
床面積(現況)	1 階 2 階 延	44.82 m ² 41.81 m ² 86.63 m ²
現況用途等	現況用途 間 取 り	居宅 4LDK
品 等	中位	
保守管理の状態	下記特記事項1のとおり汚濁が著しく劣る。	
建物の利用状況	所有者が居住し占有していると認められる。	
特 記 事 項	<p>1. 屋内全般に家財・日用品のほか空き容器ほかの廃棄物、排泄物らしき汚物が堆積しているため、床はほとんど視認できなかった。それらが障害となり 1 階トイレ・浴室・洗面室には立ち入れなかった。トイレ・浴室・洗面室等の水回りは調査日現在使用不能と認められる。視認できない部分は所有者提示の設計図書・所有者の陳述により確認した。なお、設計図書に小屋裏収納が記載されていたが確認はできなかった。</p> <p>2. 所有者によると雨漏り・漏水、設備の不具合等は特段感じられないが、害虫は発生しているであろうとのことであった。設備等の動作確認は行っていない。</p> <p>3. 全般的に汚濁が著しく、害虫・鼠の糞らしき汚濁、蜘蛛の巣等が各所にみられるため、継続使用に際しては専門業者による特殊清掃・消毒、害虫・鼠の駆除の上内装・水回りの交換等のリフォームを要する。</p>	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地積 (m^2) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) オ
	標準画地価格 (円/ m^2) ア	個別 格差 イ			
1	301,000	× 1.00	× 112.74	× 0.97	= 32,920,000

総額（円）については、万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口・奥行・規模等）が標準的な中間画地を想定している。

公示地 世田谷－41

$$\begin{aligned}
 & \text{(公示価格等)} \quad \text{(時点修正)} \quad \text{(標準化補正)} \quad \text{(地域格差)} \quad \text{(規準価格)} \\
 & 292,000 \text{ 円}/m^2 \times 103 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 100 = 301,000 \text{ 円}/m^2 \\
 & \hspace{15em} \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

時点修正：令和7年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：公示地等はほぼ標準的画地と認められ必要なし。

地域格差：対象地域と公示地等の所在地域は街路・交通接近・環境・行政的条件の各条件がほぼ同等であること等を考慮して総合の格差率を判定した。

イ 個別格差：ほぼ標準的画地と認められる。

ウ 地積：登記地積

エ 建付減価：建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

② 物件 2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/m ²) ア	現況延床面積 (m ²) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) エ
2	241,000	× 86.63	× 0.18	= 3,760,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記面積を採用。

ウ 現価率：

- ・経過年数約 16 年、経済的残存耐用年数約 9 年、観察減価率－ 50 % (保守管理の状況から清掃及びリフォーム費用等を総合的に考慮)
- ・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

現価率:経済的残存耐用年数÷(経過年数+経済的残存耐用年数)×(1－観察減価率)

現価率=9年÷(16年+9年)×(1－0.50)=0.18 (小数第3位を四捨五入)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、物件1の土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ウ
1	32,920,000	× 0.65	法定地上権	= 21,400,000

ア 建付地価格：前記1①オ

イ 土地利用権等割合：売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格(円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算(円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額(円)
1	(32,920,000)	- 21,400,000)	× 1.0	× (1-0.05)	× 0.8	= 8,760,000
2	(3,760,000)	+ 21,400,000)	× 1.0	× (1-0.05)	× 0.8	= 19,120,000
一括価格 (合計)						27,880,000

ア 基礎となる価格：前記1

イ 土地利用権等価格：前記2①ウ

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：屋内に立ち入り不能、または視認不能な箇所があり、清掃及びリフォームの程度に影響するおそれがあることを総合的に考慮して市場性修正を行った。

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

地価公示価格（世田谷－41）

所 在：世田谷区喜多見1丁目4017番10、「喜多見1-26-3」

価 格：292,000円/㎡

位 置：「喜多見」駅の南東方道路距離約2.2kmに位置する。

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：110㎡

供給処理施設：水道・ガス・下水

接 面 街 路：南4m区道

用途指定等：第一種低層住居専用地域(指定建蔽率50%・地区計画により40%
・指定容積率100%・地区計画により80%)、準防火地域、風致地区

地域の概要：小規模一般住宅のほか空地等も見られる住宅地域

第7 附属資料

位置図

公図写

地積測量図写

建物図面・各階平面図写

以 上

令和8年3月13日

評価人 不動産鑑定士

竹迫 裕美子 ㊞

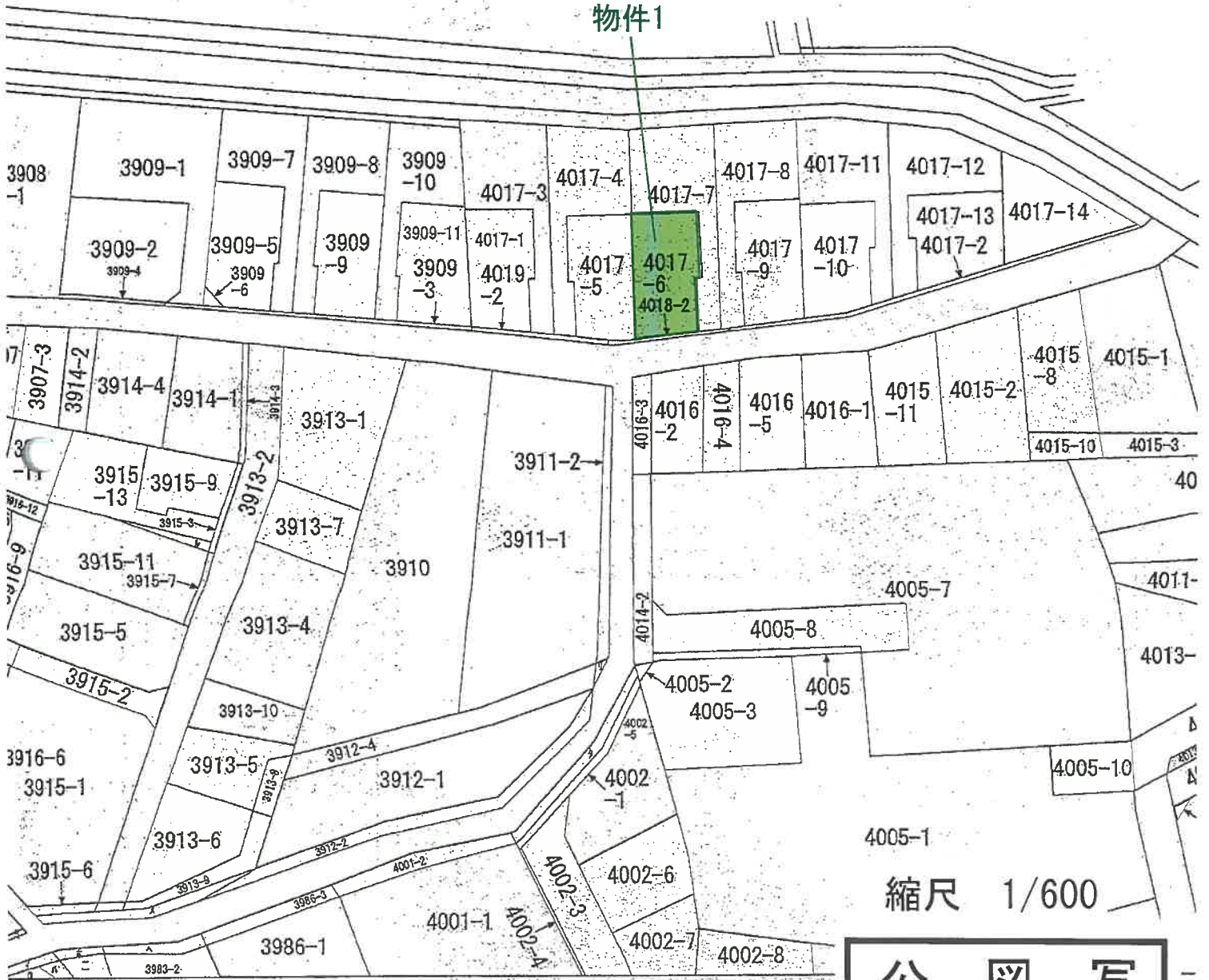


位置図

イ 3982-2 ハ 3982-5 ホ 3983-4 ト 4007- ジ 3912-3 チ 3915-10
 ロ 3982-4 ニ 3983-11 ヘ 3983-5 テ 3907-4 ス 3913-3 ツ 3915-10



物件1



縮尺 1/600

公 図 写

図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代る図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

登記年月日：平成21年6月17日

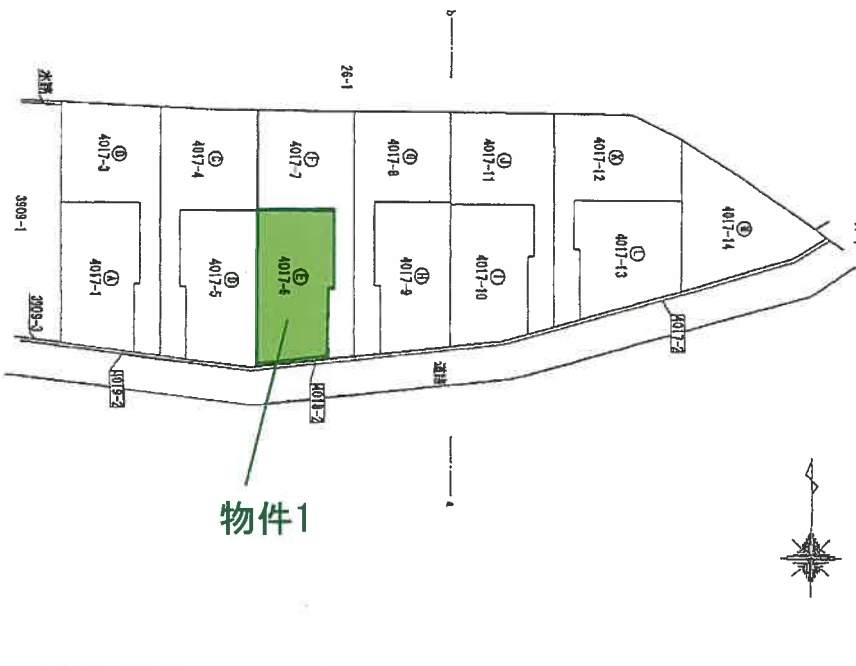
これは図面に記録されている内容を証明した図面である。
令和7年10月6日 東京法務局世田谷出張所 登記官

地積測量図

地番 4017-1.-3~-14
地積測量図
土地の所在 世田谷区喜多見一丁目

地番	面積	地積	用途
4017-1	11,992.62	11,092.62	住宅
4017-2	12,762.92	12,762.92	住宅
4017-3	12,762.92	12,762.92	住宅
4017-4	12,762.92	12,762.92	住宅
4017-5	12,762.92	12,762.92	住宅
4017-6	12,762.92	12,762.92	住宅
4017-7	12,762.92	12,762.92	住宅
4017-8	12,762.92	12,762.92	住宅
4017-9	12,762.92	12,762.92	住宅
4017-10	12,762.92	12,762.92	住宅
4017-11	12,762.92	12,762.92	住宅
4017-12	12,762.92	12,762.92	住宅
4017-13	12,762.92	12,762.92	住宅
4017-14	12,762.92	12,762.92	住宅

地番	面積	地積	用途
4017-1	11,992.62	11,092.62	住宅
4017-2	12,762.92	12,762.92	住宅
4017-3	12,762.92	12,762.92	住宅
4017-4	12,762.92	12,762.92	住宅
4017-5	12,762.92	12,762.92	住宅
4017-6	12,762.92	12,762.92	住宅
4017-7	12,762.92	12,762.92	住宅
4017-8	12,762.92	12,762.92	住宅
4017-9	12,762.92	12,762.92	住宅
4017-10	12,762.92	12,762.92	住宅
4017-11	12,762.92	12,762.92	住宅
4017-12	12,762.92	12,762.92	住宅
4017-13	12,762.92	12,762.92	住宅
4017-14	12,762.92	12,762.92	住宅



本図はA3版をA4版に縮小

地積測量図写

作成者

土地

年 6 月 13 日(作成)

申請人

縮尺

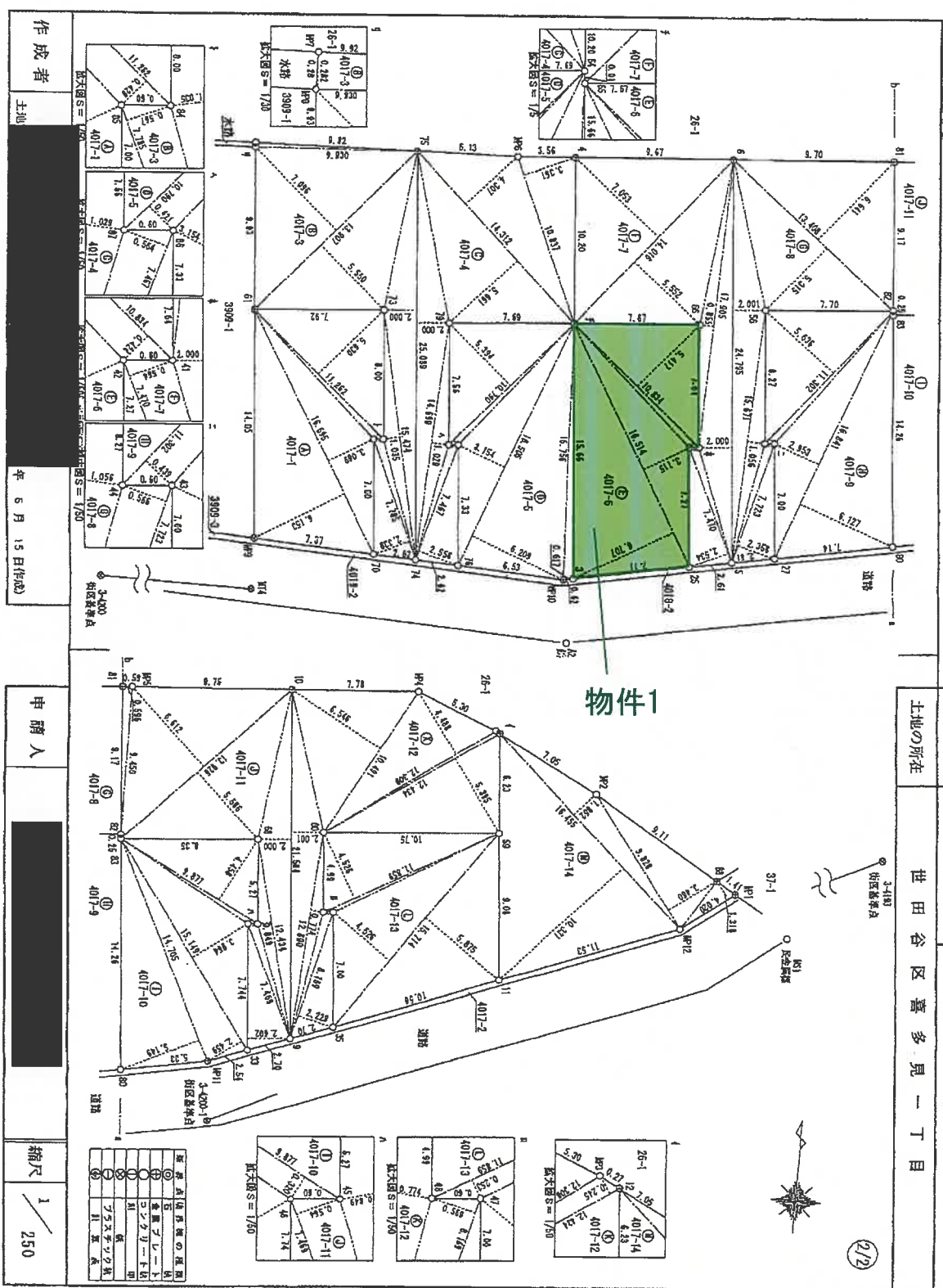
1/500

(東京土地家屋調査士会用品)

登記年月日：平成21年6月17日

此図面に記録をなしてある内容を証明した書面である
 令和7年10月6日
 東京地積測量士各出簿所
 登記官

地番	4017-1-3~14	地積測量図
土地の所在	世田谷区喜多見一丁目	



作成者	土地	年 5 月 15 日(作成)
申請人	(東京土地家屋調査士会用紙)	
縮尺	1 / 250	

東京地積測量士の印	①
測量士	②
測量士補	③
測量士見習	④
測量士見習補	⑤
測量士見習補補	⑥
測量士見習補補補	⑦
測量士見習補補補補	⑧
測量士見習補補補補補	⑨
測量士見習補補補補補補	⑩
測量士見習補補補補補補補	⑪
測量士見習補補補補補補補補	⑫

本図はA3版をA4版に縮小

地積測量図写

登記年月日：平成21年10月27日

各階平面図

家屋番号	4017-6	建物図面
建物の所在	世田谷区喜多員一丁目4017番地6	

これは図面に記録されている内容を証明した捺印である
令和7年10月6日 東京法務局世田谷出張所 登記官

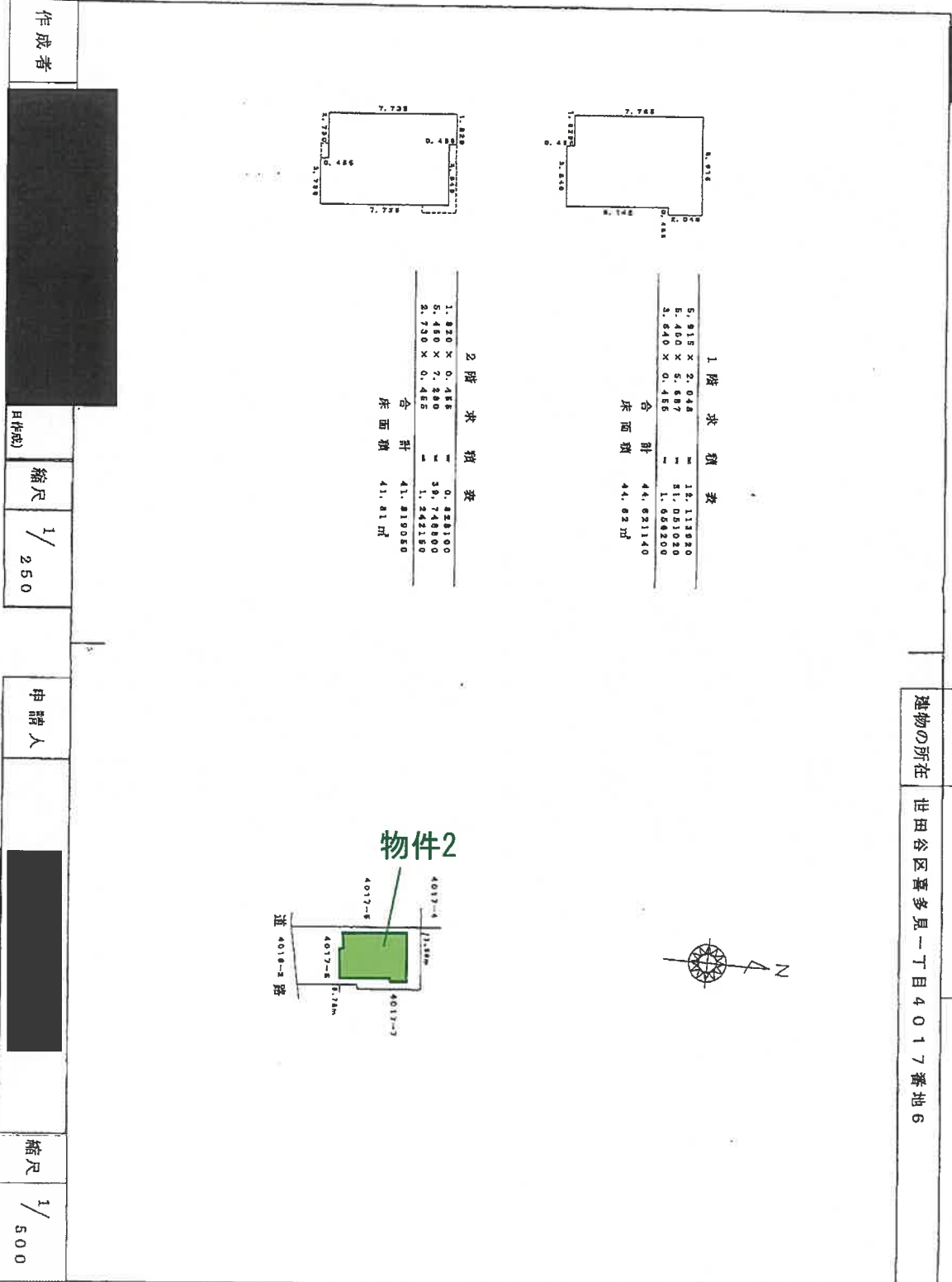
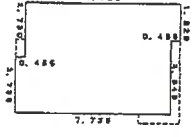
1階 床積表

5.815 X 2.048	12.113820
5.400 X 2.687	14.508600
3.640 X 0.455	1.656200
合 計	44.62140
床面積	44.62 ㎡



2階 床積表

1.820 X 0.485	0.881800
5.450 X 2.280	12.426000
2.730 X 0.455	1.242150
合 計	14.550000
床面積	14.55 ㎡



作成者 [Redacted]

日(作成) 縮尺 1/250

申請人 [Redacted]

縮尺 1/500

本図はA3版をA4版に縮小

建物図面・各階平面図写